

令和7年第5回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年5月1日(木) 13時30分から14時00分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番 岡田 修一	
会長職務代理	10番 小松 和啓	17番 岡本 博臣
委員	1番 竹村 純吉	2番 藤原 新市
	4番 西尾 文彰	5番 堤 昭雄
	7番 上島 陽子	8番 西村 広幸
	11番 門脇 義人	12番 山内 茂
	14番 森田 良彦	15番 竹平 豊久
		3番 宗石 大輔
		6番 村上 千世
		9番 竹村 雄介
		13番 三木 克司
		16番 三谷 富重

4. 欠席委員 (1名)

18番 有光 収三

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	非農地証明願いについて
	第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第4号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第5号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地班長	恒石 政志
農地係長	沖 好子

7. 会議の概要

事務局	開会(13時30分) それではただ今から、令和7年第5回の農業委員会総会を開催致します。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。 となっておりますので、議長を会長にお願いします。
議長	皆さん、こんにちは。連休中みなさん忙しいと思いますけどお集まりいただき有難うございます。本日の議案訂正はさっきやりましたね。本日の会にあたりまして議事録署名人を指名させていただきます。宗石委員と西尾委員にお願いします。よろしくお願いします。それでは順次会に入っていきたいと思います。 議案書に沿って第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事 務 局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。案件は8件となっておりますので順次説明いたします。 1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目の農地で面積304㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。 2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町加茂の農地3筆で合計面積2,164㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。 3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町佐野の農地で、面積は2,538㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。 4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町土改田の農地で、面積は181㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。 5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町植の農地で、面積は173㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。 6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町清爪の農地4筆で、合計面積は408㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は6です。 7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百蔵の農地で、面積は1,684㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は7です。 8番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町五王堂の農地2筆で、合計面積は310㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は8です。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。質問がある方は挙手をして頂きたいと思いますが、何かありませんか。 格段無いようですが、いかがでしょう。 ——— 質 疑 な し ———
議 長	無ければ、採決に入りますが、ご異議ございませんか。 ——— 異 議 な し ———
議 長	はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について原案通り賛成の方は挙手をお願いします。 ——— 全 員 挙 手 ———
議 長	はい、全員賛成です。有難うございました。 続きまして、議案第2号非農地証明書願いについて説明をお願いします。
事 務 局	議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。 1番、申請地は土佐山田町久次字甲木657番、地目は田、面積は341㎡、外5筆で合計面積、1,593㎡、利用状況は宅地、雑種地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。 調査員は田村委員で資料は9です。 2番、申請地は香北町清爪字西ノ久保432番、地目は畑、面積は16㎡、外1筆で合計面積、105㎡、利用状況は道路、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおりです。 調査員は竹村委員で資料は10です。以上です。
議 長	そしたら、補足説明を田村推進委員さん、お願いします。
推 進 委 員 (8 番)	そしたら、補足説明をさせていただきます。場所はですね、久次の県道が領石の方に向かってあるんですけど、その南側で久次の宇佐八幡宮の北側にある

家です。資料の 9-1 を見ていただいたらと思いますけど、一番初めにある 657 のところですけど、そこはですね、娘さんが平成 9 年に家を建てております。それとあと 699 というところなんですけど、ここは圃場整備をした時にご本人もここを非農地化すると言っておりまして、ここも昭和 60 年から非農地というか、機械類を置いてるというかたちで使用しております。ここ両方とも田んぼに囲まれてるというか田んぼが近隣にありますけど、隣接の人には承諾していただいているということでしたので、問題ないと思います。それと、自宅の周辺に 4 つほどこの土地があるんですけど、ここはですね、以前から農機具舎として、それと倉庫として建てておりまして、後から建て増しをしたりとかいうようなことで、4 つほど建っております。ただ、西側にある畑も自分ところの畑ですし、周りはほとんど宅地ですというか家が建っているところですので、ここも全然問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。続いて竹村委員お願いします。

推進委員 (8 番) 資料 10 をお願いします。場所は清爪ですけど県道から言うたら白石から北へずうっと北へ渡って上り詰めて、それから農道を北へ北へ上がったところの突き当たりあたりになります。前に道路工事をしたところでありまして、それを自分ところが直して自分の土地を道路として取り込んでますんで、現在も使われてますけど別に差し支えないと思ひまして、認めてきました。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは議案第 2 号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議はございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 はい、それでは議案第 2 号非農地証明願いについて、賛成の方は挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項の解約通知報告について説明をお願いします。

事務局 はい、報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告についてです。
報告案件は 1 件となっておりますのでよろしく願いいたします。
1 番、申請地は土佐山田町佐野の農地 5 筆で合計面積 1,627 m²、貸し手及び借り手、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。

議 長 はい、報告第 3 号ですが、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について説明がありましたが、何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんか？

——— 質 疑 な し ———

議長 格段無いようですので、報告のみとさせていただきます。
それでは続きまして報告第4号農地法第5条による規定による届け出について説明をお願いします。

事務局 はい、報告第4号 農地法第5条届出報告についてです。
報告案件は2件となっていますのでよろしくお願いいたします。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字長谷川丸の農地3筆で、合計面積は1,366㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は11です。
2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町百石町2丁目の農地で、面積は26㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は12です。
以上です。

議長 はい、議案第4号です。農地法第5条規定により届け出について説明がありますが、何かご質問があれば受けたいと思います。各段ありませんか？

———質疑なし———

議長 格段無いようですので報告のみとさせていただきます。
それでは続きまして議案第4号その他の川件につきまして事務局より何かありますか？

農林課 市役所農林課農政班の甲藤と申します。よろしくお願いします。
本日ですね、お借りしています資料が、地域計画になっておるんですが、こちらがですね、地域計画を農業者2名からの本人申し出により変更する必要が生じたので、県農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定によりまして、関係機関の方に対しまして意見をお伺いすることになっておりますので、この場で時間をいただいております。
今回の変更の内容なんですが、お配りしております資料の中で名簿4、地域内の農業を担う者の一覧（目標地図に位置付ける者）という名簿があるかと思いますが、そちらに赤字で表示しておりますこの2名の農業者を位置付ける変更となっております。その他の数字につきましては、この2名の農業者を位置付けることによる集計結果の変更となっておりますので、この2名を位置付けることに対してのご意見をよろしくお願いいたします。
以上です。

事務局 名前を読み上げますと、 さん、 さん
後ろから6枚目です。

農林課 目標地図変更につきましては、一番最初の意見書、依頼のところに書いております、明治地域、片地地域と佐岡地域の3つになります。

事務局 いちおうこの線の中へ入っちゃうところは、すべて地域計画の中へ入っちゃうところ。白やき入ってないと思われるけど。

事務局 要するにこの白いところが地域計画に入ってますよ、というところ。

事務局 白は主にアンケートが返って来てない人と、もう一つは、開小作になってて借りてる人が分からん土地ですね。それがのいてます、主に。で、これやきほとんどおらんやんて思うかもしれんけど、この線に入っちゃうのは地域計画に入ってるほとんどが作りゆうところになります。若干ちよつとというところもありますけど。

農業委員
(4番)
事務局

要するに所有者が分からんと。

所有者は分かっちゃうがですけど誰かが作りゆうが分からんです。

農業委員
(4番)
農業委員
(8番)

了解了解。

いっしょの家族でもよ、奥さんが所有権持ちゅうがとよ、旦那さんが持ちゅう田んぼとあってよね、それがほんというたら色付けされんといかんところがあるけんども、それ別々で全然奥さんの名前のところらあ真っ白でよ、そんなところがあるわけよ、やっぱり。ほんで僕らもそら他の家族のところはそんなに誰が持ちゅうかいいうて知らんけんども、だいたい旦那さんがここ作りゆうやったら色つけちよったらええけんども、そんなついちゃあせんところらあもあるきよ。

事務局

結局本人の申請になってくるんで、後から補助金がある人はその申請をせんといかんがです。で、それが面倒無いうに送っちゃうがですけど、認定農業者が主に送っちゃうがですけど、その人らあから返事が返ってきてない分については実際どうなるか分からんて言いよったき、よう戻さんていう人もおったがですけど。で、これ見たら白ばかりやきどうなっちゃうかと思っただですけど、そうではないがですよ。

農業委員
(8番)

認定農業者やったらだいたい色ついちゃうじゃあいうてあるけんども、ほか真っ白のところがあるき、どうしてという感じがあるわけよ。そう全部ぜんぶ開小作で作りゆうわけやないきよ。

事務局

でもね、けっこうありますね。けっこうありますねって僕らがあんまり言われんがですけど。半分ばあありますよ。

農業委員
(8番)

だいたい自分らあいうたら前の会らあでもほら、けっこう出てきちゃうきよ。

事務局

こういったかたちで色塗りしていくのが、時々出てくるということでしょう。本人には通知をして今後どうするかはこういう補助金絡みらあも出てくるき出してくださいということで、農業委員さんらあにも行ってもろうてですね、説明もしてやっちゃうけんども出してきてないがですき、それはもう自分で後は手続きするしかないなってくると思います。

議長

この二人を承認するかせんか。

農林課

承認することに対しての意見というか。

農業委員
(5番)

地元の委員さんに聞いてみたら？

議長

地元の明治地区、片地地区、佐岡地区の委員さん、なんか意見ありませんか？

農業委員
(8番)

今言うた通り。そらあうちらあでも女房が持ちゅうところと僕が持ちゅうところで、女房が持ちゅうところらあ真っ白やきよ。そんなもんやと思う。それとまあ返事が返ってきちゃあせんところらあ、そんなに深く考えちゃあせん人があるわけよ。

事務局

そうやと思う。ただこれって変更できんてもんやないがですよ。もともとこ

れ作った趣旨が、とりあえずまず作ってくれと。で、その後いろんなところへ変更していく部分についてはまたその補助金とかそういうものが絡んでくるきまた付け加えていってくれ、という方針ですき。

農業委員
(8 番) 前ほら、農協の2階でやっておっきい図面を見た時らあよ、だいぶちごうちよったきほら、もういまさら。

事務局 中身を見てちょっと違う人がおりますもん。僕もそれは思います。実際はこの人が作りゆうけど名前は違うがやなというががあったりとか。

農業委員
(4 番) 実質は認定農業者に市の方が認定しちゅうということは、収入とかちゃんとやりますよということでもろうちゅうがでしょう。

事務局 それはそうですね。

農業委員
(4 番) そうでしょう。それを、自分らあがとやかく言うというか、基本的には認めにやあ意味がない。

事務局 ただまあさっき言うたとおりにやって来ることによって支障がある場合はその判断をいただくということですね。基本的にほんで通常は賛成というか、異議なしということ言うていただいたらけっこうだと思います。

議長 今回は■■■さんと■■■さん、この二人を認めるか認めんか、意見があるかないかということよね。なんか意見ありますか？
ないですね？

農業委員
(8 番) その人らあは地元で作りゆうがやろう？それが違う地区に来て作りゆうがやきよね、いかんとは言えなあね。

事務局 そらあそうですね。基本的にはいかんというがじゃないがです。

事務局 じゃあそういうことで。オッケーということで。

議長 他にないですかね？

事務局 今回はあんまりないね。

議長 そしたら農地利用最適化推進委員の意見交換会を開きたいと思いますが、少し休憩をします。だいたい5分くらい休憩しますので、5分後再開します。

閉会 (14時00分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

岡田修一 

署

名

人

泉石大輔 

署

名

人

西尾文章 